

(6) 救急医療

① 第6次愛媛県地域保健医療計画の進捗及び評価

県では、第6次愛媛県地域保健医療計画に基づき、限られた医療資源を有効活用した救急医療体制の整備、重症度等に応じた適切な救急受診の促進、病院前救護体制の整備の3点に配慮し、以下の5つの数値目標を設定し、地域において必要とされる救急医療の提供に努めてきました。

救急救命士が同乗している救急車の割合は、目標値を上回る89.3%となり、病院前救護体制の充実が図られているほか、救急患者の搬送についても、「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」に基づき、比較的円滑な運用が行われております。

また、平成25年5月には、県立中央病院救命救急センターを特殊疾病患者（広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等）に対応する高度救命救急センターに指定し、三次救急医療体制の充実を図るとともに、2次救急医療機関及び休日夜間急患センターの数については、第6次計画策定時点と同数を維持し、目標を達成している状況です。

しかしながら、救急患者の増加や医師不足等により、各地域の救急医療体制の維持が困難を極めており、一層の病院前救護体制の充実や医療資源の有効活用が求められております。

〔第6次愛媛県地域保健医療計画 救急医療 数値目標〕

指標名 ※()内は調査年もしくは調査時点	第6次計画作成時点					最新値	評価
	県計	目標値	達成年度	県計	時点		
救急救命士が同乗している救急車の割合(%) (H23年)	73.1%	85%以上	29年度	89.3	H27.4.1現在	(消防庁) 救急救助の現況	◎
救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した平均時間(分) (H23年)	32.1分	32分以内	29年度	33.9	H26	(消防庁) 救急救助の現況	△
高度救命救急センターの数 (H24.10.31現在)	0	1以上	29年度	1	H29.4.1現在	県調べ	◎
2次救急医療機関の数 (H24.10.31現在)	47	47以上	29年度	47	H29.4.1現在	県調べ	◎
初期救急医療施設(休日夜間急患センター)の数 (H24.10.31現在)	8	各圏域1以上	29年度	8	H29.4.1現在	県調べ	○

②概況

救急医療は県民が安心して生活するうえで欠くことのできない医療分野です。このため、県及び市町では、傷病の程度に応じて適切な医療を受けることができるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を整備し、地域の実情に即したきめ細かな救急医療体制を構築しています。

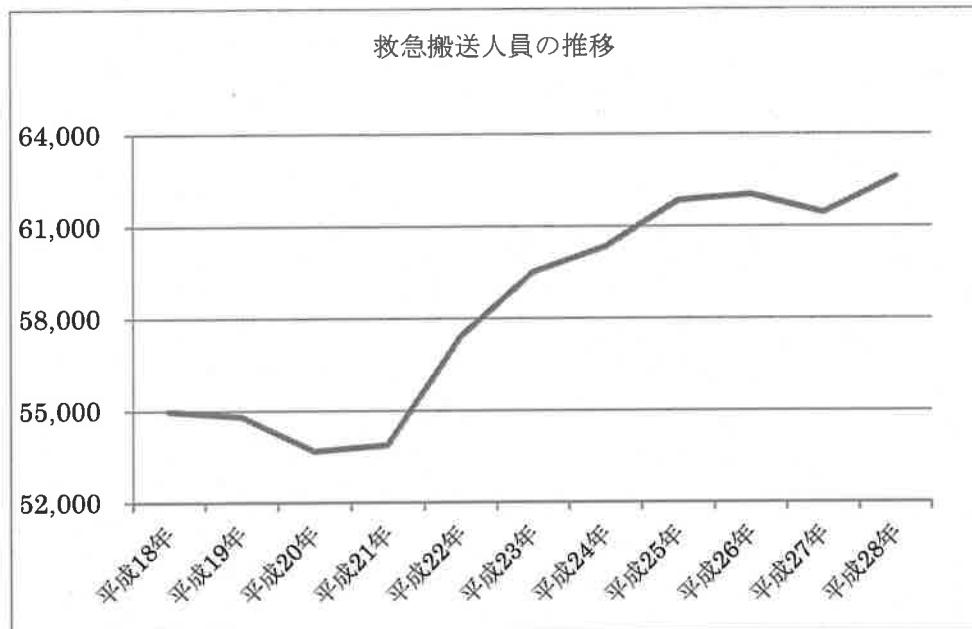
近年、救急医療の需要は増加傾向が続いているおり、本県の救急搬送人員は、平成17年の54,746人から平成27年の61,449人へと10年間で約1.1倍に増加しています。

しかしながら、近年の医師不足や地域偏在により、増加する救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難になりつつある地域も認められています。

また、救急患者の増加により、病院勤務医の勤務環境は過酷なものとなっており、医師不足に拍車をかけていると言われています。

加えて、緊急性のない軽症患者が安易に救急病院を利用するといったいわゆるコンビニ

受診が散見されているほか、救急車についても、軽症患者の利用が約5割を占めており、真に重篤な患者の治療や搬送の妨げになるといった危険性もあるなど、本県救急医療は極めて厳しい状況が継続しており、効率的・効果的な救急医療体制の整備が喫緊の課題となっております。



〔傷病程度別搬送人員及び構成比（平成27年）〕

区分	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
人数	1,247	8,574	21,169	30,439	20	61,449
割合	2.03%	13.95%	34.45%	49.54%	0.03%	100.00%

③圏域の設定

- ・初期救急医療：基本的に市町を医療圏
- ・二次救急医療：二次医療圏（6圏域）
- ・三次救急医療：全県

救急患者が適切かつ早期の治療が受けられるよう、医療機関の立地（アクセスの良さ）や救急搬送体制、交通事情その他これまでの医療提供体制整備の各種取組み等を考慮する必要があることから、第6次計画と同じ圏域を設定します。

なお、二次救急医療については、宇摩圏域と八幡浜・大洲圏域では他圏域と比較すると、救急患者の圏域外搬送率が高くなっていますが、おおむね横ばいで推移しています。

また、両圏域では、平成26年度から、救急医療体制の確保に向け、地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施するなど、圏域内の医療機関、消防、自治体等関係機関が一体となり、救急医療体制の維持構築に努めることとしているため、両圏域についても、二次救急医療圏として設定します。

ただし、救急患者の状況等に応じて、圏域外への搬送にも柔軟に対応するほか、今後の医療体制の変化等にあわせて、適宜見直しを図ることとします。

[参考]

二次医療圏	対象市町	人口 ^{※1} (人)	面積 ^{※2} (km ²)	圏域外搬送率(%) ^{※3} 平成28年(平成23年)
宇摩	四国中央市	87,413	421.24	18.7 (17.2)
新居浜・西条	新居浜市、西条市	228,077	744.44	3.8 (3.7)
今治	今治市、上島町	165,249	449.52	8.0 (8.0)
松山	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、 松前町、砥部町	646,055	1,540.83	0.1 (0.1)
八幡浜・大洲	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	144,324	1,472.65	15.3 (13.0)
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	114,144	1,047.51	1.9 (1.7)

※1) 平成27年国勢調査

※2) 国土地理院「平成28年全国都道府県医市区町村別面積調」(H28.10.1時点)

※3) 県調べ

④各機能における目的、求められる機能、現状、課題及び対策

▼救護（病院前救護体制）

【目的】

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供できる体制が整っている。

【現状】

- ・県内の14消防機関では、平成28年4月時点で、救急隊員704人、救急車94台を配置し、救急患者を救急医療機関へ搬送しています。このうち、救急救命士は345人、高規格救急自動車は85台で、救急隊の救急救命士の常時運用率は89.3%となっています。
- ・救命救急士の救命処置については、消防や救急医療機関等の連携のもと、県メディカルコントロール協議会及び東・中・南予に設置されている地域メディカルコントロール協議会において、医学的な見地からその質が管理（メディカルコントロール）されています
- ・AED（自動体外式除細動器）については、平成16年から一般市民等も使用が可能になり、県内においても、公共施設を中心に、約6,300台（※日本救急医療財団HPより）が設置されるなど、その普及が図られています。また、AEDの使用等については、県のホームページで周知するとともに、県内の消防機関と連携して、住民に対する救命講習会等の受講促進を図っています。
- ・消防機関がタブレット端末で搬送情報を送信し、救急医療機関等がパソコン等の利用端末から情報を閲覧することができる救急搬送情報システムについて、平成27年10月から運用を開始し、より効率的・効果的な救急搬送体制の構築に努めています。
- ・県では、平成29年2月から、県立中央病院を基地病院（運航主体）、愛媛大学医学部附属病院を基幹連携病院（搭乗医療スタッフの派遣等）として、ドクターへリの運航を開始し、平成29年10月末現在で、175件出動しています。なお、より効果的・効率的な運航体制の構築に向け、出動要請を行う消防機関等との訓練を重ねるとともに、運航調整委員会や症例検討会等を開催し、関係者との連携強化を図っています。

【愛媛県ドクターへリの運航体制】

- ・事 業 主 体：愛媛県
- ・基 地 病 院：県立中央病院
- ・基 幹 連 携 病 院：愛媛大学医学部附属病院
- ・出 動 範 囲：県内全域
- ・運 航 時 間：365日、原則、午前8時30分から午後5時15分まで

〔課題・求められる機能〕

「重症傷病者（外傷者、在宅療養患者を含む。）に対し適切かつ迅速な初期治療と搬送が行われる。」

- ・救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るために、平成29年2月に運航を開始したドクターへリをはじめ、消防防災ヘリコプターやドクターカー等を有効に活用できるよう、関係者との一層の連携強化が求められています。
- ・また、今後、高齢化の進展とともに増加が予想される在宅療養患者等に対しても、適切かつ迅速な救急医療を提供できる体制の整備が必要となっています。

<国の指針が示す「関係者に求められる事項」>

○住民等

- ・講習会等の受講により、傷病者に対する応急手当、AEDの使用を含めた救急蘇生法が実施可能であること
- ・傷病者の救護のため、必要に応じて適切かつ速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること
- ・日頃からかかりつけ医を持ち、また、電話による相談システムを用いて、適切な医療機関の受診、適切な救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること

○消防機関の救急救命士等

- ・住民等に対し、応急手当、AEDの使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を実施すること
- ・脳卒中、急性心筋梗塞等、早期の救急要請が必要な疾患について関係機関と協力して住民教育の実施を図ること。
- ・搬送先の医療機関の選定に当たっては、実施基準等により、事前に各救命救急医療機関の専門性等を把握すること
- ・地域のメディカルコントロール協議会により定められたプロトコールに則し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を実施すること
- ・搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること
- ・緊急な医療を必要とする精神疾患有する患者等の搬送に当たっては、精神科救急情報センターを活用し、精神科救急医療体制と十分な連携を図ること

○メディカルコントロール協議会

- ・救急救命士等の行う処置や疾患に応じた活動プロトコールを策定し、事後検証

等によって隨時改訂すること

- ・実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって隨時改訂すること
- ・医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立されていること
- ・救急救命士等への再教育を実施すること
- ・ドクターカーやドクターへリ等の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ・ドクターへリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること
- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が連携・協議する体制を、メディカルコントロール協議会等を活用して構築し、より地域で連携したきめ細やかな取組を進めること。
- ・必要に応じて年間複数回以上協議会を開催すること

〔対策〕

- ・救命率の向上のためには、事故等が発生した現場で傷病者に適切な応急手当を行うことが有効であるため、「救急の日」（9月9日）や「救急医療週間」（救急の日を含む1週間）の活動等を通じ、県民に対して応急手当やAEDの使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を開催します。
- ・病院前救護体制を充実させるため、気管挿管や薬剤投与等を実施できる救急救命士の養成に引き続き取り組みます。
- ・メディカルコントロール協議会において、症例検討会や研修等の活動を継続し、救急救命士の資質向上と、救急医療機関等と搬送機関の連携強化を図ります。
- ・より効率的な救急搬送体制を整備するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を医療体制の変化や道路交通網の整備にあわせて、適宜、実態に沿うように見直し、円滑な運用を図るほか、救急搬送情報システムの有効活用に努めます。
- ・交通事故による外傷患者等の救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、関係者と連携協力し、平成29年2月に導入したドクターへリのほか、消防防災ヘリコプターやドクターカー等の効果的・効率的な運用を図り、交通遠隔地における救急医療体制の確保に努めます。
特に、ドクターへリについては、ランデブーポイントの拡充を図るとともに、重複要請等にも対応できるよう、隣接県との相互応援体制の構築についても検討を進めます。
- ・地域包括ケアシステムにおける救急医療体制の整備に向けて、メディカルコントロール協議会等を活用し、関係者との連携強化に努めます。

▼救命医療（三次救急医療体制）

〔目的〕

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供できる体制が整っている。

〔現状〕

- ・三次救急医療体制は、脳卒中、心筋梗塞、重症頭部外傷等の重篤救急患者を、初期・二次救急医療施設及び搬送機関との連携によって受け入れるもので。そのうち、救命救急センターについては、おおむね人口100万人単位で整備を図るものとされていましたが、近年、救急搬送の増加等により、地域の実情に応じて、都道府県の医療計画に基づき、必要数を整備することとされています。
- ・東予、中予、南予の救命救急センター（県立新居浜病院、県立中央病院、市立宇和島病院）及び愛媛大学医学部附属病院が、三次救急医療を担っています。

〔課題・求められる機能〕

「重篤な救急患者が適切な医療を受けられる。」

- ・三次救急医療機関は、「地域の救急医療の最後の砦」であり、救急医療に関する指導的な役割が求められていることから、施設・設備の整備や専任医師の確保等により救急医療機能の強化を図るとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修業務を充実させる必要があります。
- ・本県の人口10万人当たりの交通事故死者数が、全国でも高い水準にあることなどを踏まえ、限られた医療資源の中で、ドクターヘリやドクターカー等を有効に活用し、外傷患者を含む重篤な救急患者に対し、適切な救命救急医療を提供できる体制を整備する必要があります。
- ・来院患者には、初期・二次救急で対応すべき患者が少なからず含まれており、本来の機能を発揮するうえで支障をきたしています。

＜国の指針が示す「医療機関に求められる事項」＞

緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。

他の医療機関では対応できない重篤患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。

また、救急救命士等へのメディカルコントロールや救急医療従事者への教育を行う拠点となる。

- ・脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて24時間365日受け入れることが可能であること
- ・集中治療室（ICU）、心臓病専用病室（CCU）、脳卒中専用病室（SCU）等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能のこと
- ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること（救急科専門医等）
- ・必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカー等を用いた救命救急医療を提供すること
- ・救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベット調整を行う等の院内の連携がとられていること

- ・急性期のリハビリテーションを実施すること
- ・急性期を経た後も、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある患者、精神疾患を合併する患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること
- ・実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと
- ・DMA T派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと
- ・救急医療情報センターを通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知していること
- ・医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力していること。
- ・都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させるとともに、救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習や就業前研修、再教育等に協力していること
- ・救急病院等を定める省令によって定められる救急病院であること

〔対策〕

- ・重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的かつ的確に提供できるよう、医療施設・設備の充実や専門医の確保等の機能強化に努めます。なお、東予救命救急センターを併設する県立新居浜病院については、2021年7月に新病院の開院を目指しており、東予地域の救命救急の拠点として機能の充実を図ります。
- ・救急現場で速やかな初期治療を開始できるドクターへりの活用等により、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ります。また、広域な管外搬送が増加することを想定し、脳卒中、急性心筋梗塞等の、緊急又は高度な医療を要する救急医療に、常時対応できる体制の整備の強化に努めるとともに、隣接県も含め、三次救急医療施設間での連携体制の強化にも努めます。
- ・ドクターへりの安定的な運航体制を確保するため、搭乗医師等の人材確保・育成に努め、三次救急医療体制の底上げを図ります。
- ・来院患者には、初期・二次救急患者が含まれており、本来の機能を発揮するうえで支障をきたしているため、初期・二次・三次救急の機能分化の周知徹底を図ります。

▼入院救急医療（二次救急医療体制）

〔目的〕

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供できる体制が整っている。

〔現状〕

- ・二次救急医療体制は、休日及び夜間における手術や入院治療を要する重症患者を、初期救急医療施設及び救急搬送機関との連携によって受け入れるもので、二次医療圏を単位に整備を図っています。
- ・県内の6医療圏全てで病院群輪番制を実施しており、29年10月末時点で、47施設が

病院群輪番制に参加し二次救急に対応しています。また、輪番制に参加していない14の救急告示施設が輪番体制を補完しており、さらに、4病院が救急協力施設として当該地区の救急医療体制を支援しています。

- ・松山圏域では、県立中央病院が輪番病院の後方支援を行っているほか、今治圏域及び新居浜・西条圏域の一部において、脳梗塞患者の治療に有効とされるt-P.A治療を迅速に行うため、地域の医療機関と消防機関が協力し、脳梗塞患者を迅速に搬送するための24時間体制の救急輪番システム（今治t-P.Aホットライン）実施するなど、一部地域においては、病院群輪番制を支援・補完するシステムを別途構築しています。
- ・また、各圏域では、地元開業医等による診療支援を行っているほか、愛媛大学医学部附属病院の協力により、松山圏域をはじめ、全県下に医師を派遣するなど、限られた医療資源の有効活用を図りながら、地域の救急医療体制の維持・向上に努めています。

〔課題・求められる機能〕

「入院治療を要する重症患者が適切な救急医療を受けられる。」

- ・救急告示施設は、横ばいの状況にありますが、医師不足とともに、二次輪番病院における勤務医の高齢化も進んでおり、今後、輪番体制の維持に支障をきたすおそれがあります。
- ・軽症患者の救急受診が大きな割合を占めており、その結果、二次救急医療を担う病院勤務医の負担が増大し、救急医療機関における医師不足の要因にも繋がっています。また、理不尽な要求や暴言等を繰り返す患者（モンスター・ペイ・シェント）や泥酔者等による時間外救急受診も散見されており、当該患者への対応により、救急医療機関の負担は増大しています。
- ・医師不足等の影響により、圏域内で救急患者の受け入れができないケースも一定数生じており、二次医療圏を整備単位としつつ、広域的な連携を図っていく必要があります。

＜国の指針が示す「医療機関に求められる事項」＞

地域で発生する救急患者への初期診療を行い、必要に応じて入院治療を行う。医療機関によっては、脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担う。また、自施設では対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに、救命救急医療を担う医療機関等へ紹介する。救急救命士等への教育機能も一部担う。

- ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること
- ・救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること
- ・救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること
- ・救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること

- ・急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること
- ・初期救急医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること
- ・当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携していること
- ・救急医療情報センターを通じて、診療可能な日時や診療機能を住民・救急搬送機関に周知していること
- ・医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと
- ・数年間、受入実績のない救急医療機関については、その位置付けについて見直しを検討すること
- ・救急病院等を定める省令によって定められる救急病院であること

〔対策〕

- ・喫緊の課題である医師確保対策を推進するとともに、救急医療等地域医療を担う奨学金貸与医師の育成に努めるほか、自治医科大学卒業医師等と連動した配置調整を検討し、県内における医師の地域偏在や診療科ごとの偏在の解消に努めます。
- ・各地域の救急医療対策協議会や地域医療構想調整会議等における協議等を通じて、限られた医療資源を有効に活用する、効率的な救急医療体制のあり方を検討し、その実現を目指します。また、脳卒中、急性心筋梗塞等の、緊急的に高度な医療を要する分野への救急対応や機能分担のあり方についても検討します。
- ・地域の救急医療体制の維持が困難になっている状況に鑑み、市町、都市医師会、消防等の関係者と連携しつつ、救急医療体制の現状や課題の点検を行い、地域の実情に即し、各医療機関が、診療科ごとに機能分担を図るとともに、地元開業医からの診療支援を得るなど、医療資源を効率的に活用することにより、救急医療体制の整備・充実に努めます。
- ・救急告示施設の医師・看護師等の人員体制の充実や病院群輪番制病院の施設・設備の整備により、二次救急医療施設の機能を充実します。なお、県立新居浜病院の救急医療の機能強化により、新居浜・西条圏域や宇摩圏域からの流出患者の歯止めを図ります。
- ・二次救急医療機関の負担軽減を図るため、引き続き、県民に対し、医療機関の適正受診や救急車の適正利用について、普及啓発に努めます。
- ・医療機関相互の連携強化を図ることにより、初期医療機関から二次・三次医療機関までの患者搬送及び急性期医療機関から回復期医療機関への転院が円滑に行うことができる体制整備に努めます。
- ・救急看護認定看護師（トリアージナース）等の養成に努めるとともに、地元医師会による支援（開業医による当直応援等）を得るなど、二次救急医療機関の勤務医の負担軽減に努めます。

▼初期救急医療

〔目的〕

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供できる体制が整っている。

〔現状〕

- ・初期救急医療は、休日又は夜間における軽症患者の医療を確保するものです。本県では、8か所の休日夜間急患センターで、主に平日夜間及び休日日中の初期救急患者に対して内科を中心に診療を行っているほか、郡市医師会を単位に13地区で在宅当番医制を実施しており、主に休日日中に内科、外科を中心とした診療を行っています。
- ・愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）により、県民に対して、インターネットや電話等を通じて、医療機関情報や休日・夜間当番医情報、薬局情報を提供しています。
- ・平成20年1月から、夜間、子どもが急な病気や怪我をした場合に、看護師や医師が電話相談に応じる小児救急医療電話相談事業を実施しており、保護者の不安解消につながるとともに、症状に応じた適切な救急受診を促し、医療機関における勤務医の負担軽減に貢献しています。

〔課題・求められる機能〕

「軽度の救急患者が適切な救急医療を受けられる。」

- ・入院を要しない初期症状の救急患者であっても、設備が整った二次救急医療機関を選択したり、また、時間外に救急医療機関を利用する傾向が認められています。
- ・在宅当番医制や休日夜間急患センターに参画する地元開業医の高齢化により、今後、地域の初期救急医療体制の維持が困難となるおそれがあります。

<国の指針が示す「医療機関に求められる事項」>

主に、独歩で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。

- ・救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること
- ・休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制等と合わせて、地域で診療の空白時間が生じないように努めること
- ・病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること
- ・休日・夜間に対応できる薬局と連携していること
- ・自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知していること

〔対策〕

- ・身近な地域において必要とされる初期救急医療を提供できるよう、また、二次・三次医療機関の負担軽減につながるよう、休日夜間急患センター、在宅当番医制参加医療機関の診療体制の維持・確保に努めます。

- ・初期救急医療機関の負担軽減を図るため、かかりつけ医機能の活用による病気やケガの予防の徹底や健康管理についての教育等、救急受診を未然に防ぐための取組みを行うとともに、住民に対して、初期救急医療体制について周知徹底を図るほか、小児救急医療電話相談事業の実施等により、適切な救急受診が促進されるよう努めます。
- ・愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）を通じて、休日夜間急患センターや在宅当番医等の初期救急医療に関する情報を提供するとともに、市町、地元医師会、消防等が連携を図り、初期救急医療体制の広報を積極的に行います。
- ・重症患者を見分けるトリアージ機能が重要であるため、看護師等の初期救急従事者に対してトリアージに関する研修を実施するなど、初期救急に必要な技術、知識の習得に努めます。

▼救命後の医療

〔目的〕

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供できる体制が整っている。

〔現状〕

- ・高齢化の進展とともに救急搬送患者数が更に増加することが見込まれており、救急告示施設における救急患者の病床確保が困難になるおそれがあります。

〔課題・求められる機能〕

「回復期・慢性期に移行した患者が適切な医療を受けられる。」

- ・救急告示施設における救急患者の病床確保のため、急性期を過ぎた回復期・慢性期患者の受け入れ可能な病院の確保や、患者の転院や在宅での療養を支援する体制づくりが必要となっています。

<国の指針が示す「医療機関に求められる事項」>

- ・救急医療機関と連携し、人工呼吸器が必要な患者や、気管切開等のある患者を受け入れる体制を整備していること
- ・重度の脳機能障害(遷延性意識障害等)の後遺症を持つ患者を受け入れる体制を整備していること
- ・救命期を脱した救急患者で、精神疾患と身体疾患を合併した患者を受け入れる体制を整備していること
- ・生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション（訪問及び通所リハビリデーションを含む）が実施可能であること
- ・日常生活動作（A D L）の低下した患者に対し、在宅等での包括的な支援を行う体制を確保していること
- ・通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施すること、また、居宅介護サービスを調整すること

- ・救急医療機関及び在宅での療養を支援する医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ・診療所等の維持期における他の医療機関と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

〔対策〕

- ・救急告示施設における空床の確保や救急患者の受入れ等をスムーズに行う体制の構築について検討します。
- ・救命期を脱した後も合併症、後遺症で継続して医療を受ける必要がある患者に対しリハビリテーションの実施体制の充実等、慢性期の医療を提供できる体制の構築に努めます。また、在宅での療養を望む患者に対し、地域の医療機関が支援する体制づくりも併せて取り組みます。

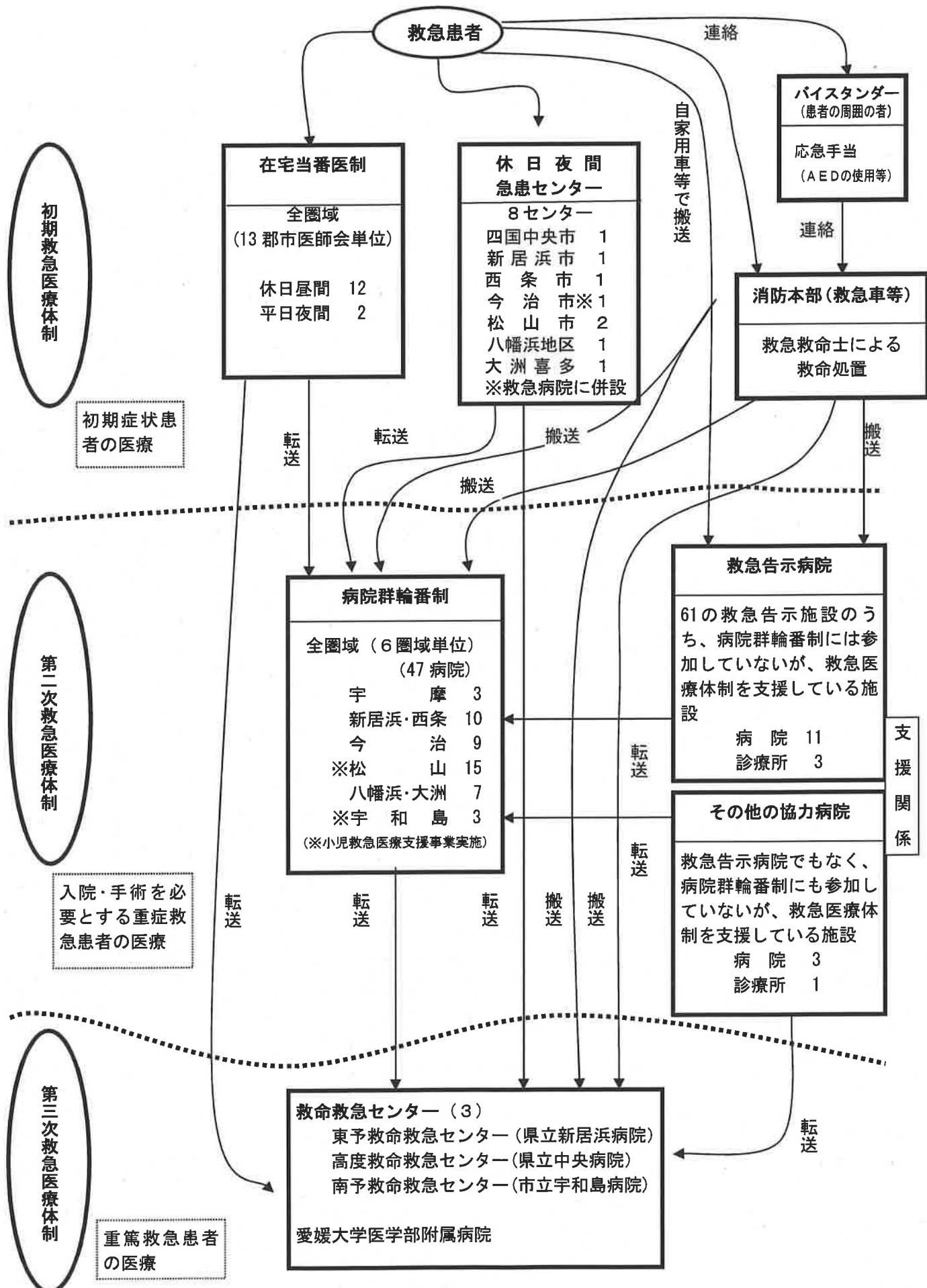
⑤数値目標

項目	現状値	目標値	考え方	出典
心肺停止患者の1ヶ月後の生存率	6.9% (H27年)	11.3%	全国平均値 (10カ年)	消防庁「救急・救助の現況」
心肺停止患者の1ヶ月後の社会復帰率	3.9% (H27年)	7.0%	全国平均値 (10カ年)	消防庁「救急・救助の現況」
交通事故死者数	78人 (H29年)	50人以下	愛媛県交通安全全計画	警視庁ホームページ

別紙【現状把握指標】

〔愛媛県救急医療体制の概要〕

(平成29年4月1日現在)



[初期及び二次救急医療体制]

平成29年4月1日現在 [NO. 1]

圏域	初期救急医療体制		二 次 救 急 医 療 体 制		三次救急医療体制	
	在宅当番医制	休日夜間急患センター	病院群輪番制参加医療機関			
			参加医療機関名 (※は救急告示施設)	実施体制		
宇摩地区 (四国中央市)	宇摩医師会	四国中央市 急患医療センター	※ HITO病院 ※ 長谷川病院 ※ 四国中央病院	3病院で輪番		
新居浜・西条地区 (新居浜市) (西条市)	新居浜市医師会	新居浜市医師会内科 小児科急患センター	※ 住友別子病院 ※ 十全総合病院 ※ 県立新居浜病院 ※ 愛媛労災病院	地区内を 新居浜、西条の 2地区に分け、 2班で輪番	※ 立花病院 ※ 循環器科林病院	
	西条市医師会	西条市休日夜間 急患センター	※ 済生会西条病院 ※ 西条中央病院 ※ 村上記念病院 ※ 横山病院 ※ 西条市立周桑病院 ※ 西条市民病院		東予救命救急 センター (県立新居浜病院)	
			計10病院 (旧国1、公立2、その他7)			
今治地区 (今治市) (越智郡)	今治市医師会	今治市医師会市民病院 休日夜間急患センター ※H27.4.1から、急患センターを病院群輪番制参加医療機関に併設	※ 県立今治病院 ※ 済生会今治病院 ※ 白石病院 ※ 木原病院 ※ 今治第一病院 ※ 今治セントラル病院 ※ 広瀬病院 ※ 濱戸内海病院 ※ 今治市医師会市民病院	9病院で輪番	※ 三木病院 ※ 放射線第一病院 ※ 片木脳神経外科 ※ 光生病院	
			計9病院 (公立1、その他8)		救急告示施設 4 (その他4)	

圏域	初期救急医療体制		二次救急医療体制			三次救急医療体制	
	在宅当番医制	休日夜間急患センター	病院群輪番制参加医療機関		その他の施設		
			参加医療機関名 (※は救急告示施設)	実施体制	施設名 (※は救急告示施設)		
松山地区 (松山市) (伊予市) (東温市) (上浮穴郡) (伊予郡)	東温市医師会	松山市急患医療センター			※ 愛媛大学医学部附属病院	県立中央病院 高度救命救急センター 愛媛大学医学部 附属病院	
		松山市医師会休日 診療所	※ 松山赤十字病院 ※ 松山市民病院 ※ 奥島病院 ※ 南松山病院 ※ 野本記念病院 ※ 松山城東病院 ※ 済生会松山病院 ※ 浦屋病院 ※ 平成脳神経外科病院 ※ 梶浦病院 ※ 松山笠置記念心臓血管病院 ※ 渡辺病院 ※ 愛媛生協病院 ※ 愛媛医療センター ※ 県立中央病院	14病院で輪番 (1日1~3病院) に加えて、 県立中央病院が 後方支援	なかじま中央病院		
	伊予医師会 上浮穴郡医師会						
			計15病院 (旧国1、公立1、その他13)		※ 久万高原町立病院 ※ 西本医院 救急告示施設 3 (旧国1、公立1、その他1) 救急協力施設 1 (その他1)		
	八幡浜・大洲地区 (八幡浜市) (大洲市) (西予市) (喜多郡) (西宇和郡)	喜多医師会	大洲喜多休日夜間急患 センター	※ 大洲中央病院 ※ 加戸病院 ※ 市立大洲病院 ※ 大洲記念病院	当地区を八幡浜、 大洲・喜多、西予 の3地区に分け、 3班で輪番	※ 喜多医師会病院 ※ 神南診療所	南予救命救急 センター (市立宇和島病院)
		八幡浜医師会	八幡浜地区施設事務組合 一次救急休日・夜間診療所	※ 市立八幡浜総合病院			
		西予市医師会		※ 西予市立野村病院 ※ 西予市立西予市民病院			
				計7病院 (公立4、その他3)		救急告示施設 2 (その他2)	
宇和島地区 (宇和島市) (北宇和郡) (南宇和郡)	宇和島医師会		※ 市立宇和島病院 ※ JCHO宇和島病院 ※ 宇和島徳洲会病院	3病院で輪番	加藤整形外科 ※ 宇和島市立吉田病院 ※ 宇和島市立津島病院 鬼北町立北宇和病院	愛媛県立南宇和病院 愛南町国保一本松病院 救急告示施設 3 (公立3) 救急協力施設 3 (公立2、その他1)	
		南宇和郡医師会					
	計6地区		計3病院 (公立1、その他2)				
		13都市医師会	急患センター 8 (うち1は併設)	参加病院47 (旧国2、公立9、その他36)		救急告示施設 14 (旧国1、公立4、その他9) 救急協力施設 4 (公立2、その他2)	

(注)二次救急医療機関の名称については、本計画の次回の変更告示までの間は、「救急病院等を定める省令」に基づく救急病院等の告示をもって、本表が変更されたものとし、医療計画に記載されたものとみなします。

救急医療

機能	施策	施策効果	(最終) 目的		
救護	1 速やかな救急蘇生等の普及、適切な救急受診の促進 関連データ 救急法等の実技講習会や研修会等の普及啓発活動	再掲 □ ↑	14 重症傷病者(外傷者、在宅療養患者を含む。)に対し適切かつ迅速な初期治療と搬送が行われる 関連データ	再掲 □ 心肺機能停止傷病者(心肺停止患者)全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数 救急要請(覚知)から医療機関への収容までに要した平均時間 受入困難事例の件数 M C協議会の開催回数(症例検討会、研修等を含む。) ドクターヘリ運航調整委員会や症例検討会等の開催回数 ドクターヘリ等の関係機関との訓練回数	再掲 □ ↑ ↓ ↑ ↑ ↑
	2 病院前救護活動の適切な実施(メディカルコントロール体制の整備) 関連データ 救急隊の救急救命士運用率 救急搬送人員数	再掲 □ ↑			
	3 ドクターヘリやドクターカー等の効率的・効果的な運用 関連データ ドクターヘリの要請件数・出勤件数 ランデブーポイントの登録数 ドクターカー等の出勤件数	再掲 □ ↑ ↑			
救命医療	4 三次救急医療体制の整備 関連データ 三次救急医療機関数(救命救急センター等) うち高度救命救急センター数	再掲 □ → →	15 重篤な救急患者が適切な医療を受けられる 関連データ	再掲 □ 救命救急センター充実段階評価Aの割合* 受入困難事例の件数 M C協議会の開催回数(症例検討会、研修等を含む。) ドクターヘリ運航調整委員会や症例検討会等の開催回数 ドクターヘリ等の関係機関との訓練回数	再掲 □ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑
	5 ドクターヘリやドクターカー等の効率的・効果的な運用 関連データ ドクターヘリの要請件数・出勤件数 ランデブーポイントの登録数 ドクターカー等の出勤件数	再掲 □ ↑ ↑			
	6 速やかな救急蘇生等の普及、適切な救急受診の促進 関連データ 救急法等の実技講習会や研修会等の普及啓発活動	再掲 □ ↑			
入院救急医療	7 二次救急医療体制の整備 関連データ 二次救急医療機関数	再掲 □ →	16 入院治療を要する重症患者が適切な救急医療を受けられる 関連データ	再掲 □ 受入困難事例の件数 M C協議会の開催回数(症例検討会、研修等を含む。)	再掲 □ ↓ ↑
	8 速やかな救急蘇生等の普及、適切な救急受診の促進 関連データ 救急法等の実技講習会や研修会等の普及啓発活動	再掲 □ ↑			
初期救急医療	9 初期救急医療体制の整備 関連データ 初期救急医療施設数 一般診療所の初期救急医療への参画率	再掲 □ → →	17 軽度の救急患者が適切な救急医療を受けられる 関連データ	再掲 □ 小児救急医療電話相談のうち、急患センターを勤めた割合 小児救急医療電話相談のうち、翌日受診(かかりつけ医)を勤めた割合 M C協議会の開催回数(症例検討会、研修等を含む。)	再掲 □ → → ↑
	10 速やかな救急蘇生等の普及、適切な救急受診の促進 関連データ 救急法等の実技講習会や研修会等の普及啓発活動	再掲 □ ↑			
	11 小児救急医療電話相談の実施 関連データ 小児救急医療電話相談(#8000)の回線数・実施日数	再掲 □ →			
救命後の医療	12 救命後の医療体制の整備 関連データ 計算・退院調整をするものを常時配置している救命救急センター数	再掲 □ ↑	18 回復期・慢性期に移行した患者が適切な医療を受けられる 関連データ	再掲 □ 緊急入院患者における退院調整・支援の実施件数 M C協議会の開催回数(症例検討会、研修等を含む。)	再掲 □ ↑ ↑
	13 リハビリテーションの実施体制の整備 関連データ 回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関	再掲 □ ↑			

- ・再掲している施策等は、再掲欄の✓で表示
- ・関連データの矢印は、当該データの方向性を示す